■ 書 評

J. A. ペックマン著『税制改革の理論と現実』

(東洋経済新報社 1988年)

鶴田廣巳

I

П

最近のギャラップ・リポートが明らかにした ところによると、アメリカ国民は「1986年税制 改革法」にたいして必ずしも支持をよせていな いようである (The Gallup Report, March /April 1989)。たとえば、以前と比べ税負 担が「公平」になったかどうかという質問に 「イエス」と答えたのは13%にすぎないのにた いして、「不公平になった」は39%、「変わら ない」が33%、無回答15%となっている。所得 階層別では「3万ドル~5万ドル未満」層およ び「5万ドル以上」層で「不公平になった」と 考えている者がそれぞれ43%、46%と平均より も多く、逆に「3万ドル未満」層では35%と平 均以下になっている。「5万ドル以上」層はひ とまとめにされて内訳が示されていないため、 中所得層以上の状況がはっきりしないが、「不 公平になった」と感じているのが中間所得層以 上のところでとくに顕著であることだけは明ら かである。また、低所得層のうち「公平になっ た」とする者は9%(1万5千ドル以下層)と、 中所得以上層の14~18%よりもむしろ低く、低 所得層では「変わらない」という回答が最も多 い結果となっている。一方、「将来の最大の心 配事は何か」という質問にたいする回答をみる と、「増税」が42%と群をぬいて高く、「イン フレ」や「失業」、「金利の上昇」を大幅に上 回っている。このような調査結果は、とりあえ ずゴールにたどりついたかにみえる「1986年税 制改革法」もその将来の行方については必ずし も楽観できないことを暗示しているとみてよか ろう。

J. A. ペックマン『税制改革の理論と現実』は、アメリカを代表する財政学者の一人である同博士の論文集を訳出したものである。博士の略歴、業績などについては「訳者あとがき」でふれられているが、包括的所得税の代表的な論客であり、その長年の主張が「1986年税制改革法」に結実したことはよく知られているとおりである。その意味で、本訳書はアメリカにおける税制改革の背景と内容を理解するうえで格好の手引書であり、またわが国の税制改革のあり方を検討する際にも欠かすことのできない文献のひとつである。

原著は全体の概要を完結にまとめた序章と7 部22章からなるが、訳書では原著者の了解をえ て原著の一部を割愛し、租税負担の分配、個人 所得税、租税問題、連邦制度の財源調達、社会 保障の5部18章と序章という構成になっている。 一見するといくつかのテーマについての論文の 寄せ集めのようにみえるが、本書のモチーフは、 原著者じしんが「はしがき」や序章でふれてい るように、租税および移転支払制度を適切かつ 効率的にする方法を見いだし改善するという点 で統一されている。そして経験的基礎の検証に 力を注ぐとともに、この統計的分析に支えられ た理論的構成をふまえて望ましい政策選択の方 向を分析するというのが博士が一貫してとって きた方法であるが、こうした姿勢は本書でもま た貫かれている。

第一部は博士の真骨頂を示す。ここで博士は 税務統計やセンサス統計などを駆使して所得分 配の動向、所得税と移転支払制度の累進度を推 計する。そこから導き出された結論は、過去30 年間の市場活動にもとづく所得分配が不平等度を拡大させてきたこと、こうした格差拡大は急速に発展してきた高度に累進的な移転支払制度によって緩和されてきたこと、税制は軽度に累進的か若干逆進的かのいずれかでありその累進度は後退してきたこと、などである。「所得不平等の緩和」(訳書29ページ)に課税の主要な目標のひとつを見いだす博士にとって、この事実認識は税制と移転支払制度の理論的、政策的検討を迫ってやまない。

これをうけて第二、三部は税制の中核を占め る個人的所得税と税制をめぐる現在の主要な問 題の検討にあてられる。包括的所得税論の見地 から可能な限り課税ベースを広げ、税率を引き 下げることによって公平(「不平等な所得分配 から生ずる厚生、機会、そして経済力の不均等」 (54ページ)の削減)を確保するというのが博 士の基本的立場である。そこから、アメリカに おける個人所得税の課税ベースのイロージョン の実態を分析し、課税ベースを「経済的所得概 念」(86ページ) にできるだけ一致させるよう 提唱する。公平、経済効果、構造上の諸問題と いう3つの側面からバランスのとれた考察をお こなうやり方は説得的である。課税ベースを広 げる点では、博士自身が指摘するように包括的 課税論者のなかでも最も徹底しており(とくに 第4、5章参照)、わが国の所得税改革を考え るうえでも示唆にとむ。また、現在の主要な租 税問題として、世帯(所得分割と課税単位)、 キャピタル・ゲインとキャピタル・ロス、イン フレ調整、消費支出税、付加価値税、相続税、 税制を利用した所得政策の7つがとりあげられ ているが、これらはいずれも税制改革を考える 際に避けてとおれない課題である。賛否は別に しても、その小気味よい切り味は博士ならでは のものである。消費支出税や付加価値税にはあ くまで批判的であり、個人所得税をなお「発展 の過程」にある「最良の租税」と位置づける博 士のような立場は少なくともアカデミズムでは いまや少数派になりつつあるのかもしれないが、 "所得ベース課税か消費ベース課税か"という

問題は決して理論的に決着がついたとはいえない。

第四部は政府間の財政関係の動向と将来見通しを分析し、歳入分与制度のあり方を検討している。これは原著者がジョンソン政権下の特別調査委員会の委員長を務めた際の委員会報告と、ニクソン政権下で歳入分与法案が議会を通過した折りに改めて連邦と州・地方との財政調整のあり方を論じたものからなっており、時期的にはやや古いがその内容は「新連邦主義」が議論される今日の状況にもなお示唆に富む。州・地方政府に期待される「重要な公共サービスの不断の改善・増大」(168ページ)と財源調達能力とのギャップをいかに埋めるかに腐心する博士の姿勢は税制の公平を追究する姿勢と一体のものである。

最後に第五部は社会保障の根拠・原則、その 財源調達と給付のあり方をとりあげている。こ こでの主張の眼目は「社会保障が租税-移転支 払システムであって保険制度ではない」(217 ページ)ということである。一般には社会保障 を民間保険にアナロジーしてとらえる考え方が 多いが、博士によればこうした同一視こそが社 会保障の抜本的改革を阻んでいる元凶である。 「社会保障制度は世代間(勤労者ー非勤労者) 所得分配の問題を、民間の決定や市場に委ねる のではなく、政治過程を通じて解決する機構で ある」(236ページ)という指摘は、的を射て いる。そこから社会保障税を保険料としてとら えるのでなく、政府のはたすプログラム総体の ための財源調達全体の中に位置づけるべきであ るとする結論が導かれる。こうした指摘は、給 与税への人的控除・低所得控除の導入や課税収 入最高限度の撤廃などの改革提案とともに、わ が国の社会保障改革にも重要な示唆を与えるも のといってよい。

Ш

C.E.マックルア、Jr.によれば、ペックマンにより世界でもベストの所得税を実現したと評

される「1986年税制改革法」もその複雑さのゆ えに「納税協力の崩壊 compliance meltdown」 を招きかねないと懸念されているという(National Tax Journal, Sept. 1988) 。この 複雑さは税制の変化に基づく過渡的なものにも よるが、根本的には純粋な包括所得税を実施す ることの困難性に根ざしているというのが、マッ クルアの評価である。注目すべきなのは、「19 86年税制改革法 | の青写真となった1984年財務 省報告の作成の中心になったマックルア自身が 包括的所得税にたいして否定的になっているこ とである。彼は所得税の代替税として「The Simplified Alternative Tax」を提案してい るが、彼によればこれは一種の控除法付加価値 税であり、国内居住者の海外消費や贈与・遺贈 を課税ベースに含む点が異なるという。その点 の適否はさておくとしても、いずれにしても 「所得か消費か」という課税ベースの選択論が

今後も議論の焦点のひとつとなることは疑う余地がない。個人所得税のみならず、法人所得税との関係をも含めて所得税はなお論争中の問題をかかえていることはペックマン博士自身が指摘しているとおりである。ともあれ、今後の論争がどのような展開を示そうとも、博士の諸業績が一方の代表的な見解を占めつづけることだけは確かである。これまで著名度のわりにわが国に紹介されることの少なかった博士の著作が、本訳書によって広くゆきわたることを期待したい。

-1989年9月9日稿。

(追記 J. A. ペックマン博士はさる8月19日、 急逝された。博士のご冥福を心からお祈りした い。)

(つるた ひろみ 大阪経済大学)